

財政健全化計画施策

大項目・中項目・小項目	目 標	実施内容	節減額 ・ 増収  単位：千円
<b>1 内部努力</b>			
<b>1 人件費の抑制</b>			
非常勤特別職報酬及び定数の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会教育委員定数の削減及び報酬の引き下げ</li> <li>・体育指導員定数の削減及び報酬の引き下げ</li>   <li>・学校薬剤師報酬の引き下げ</li> <li>・交通安全指導員報酬の引き下げ</li> <li>・教育委員、農業委員、監査委員、民生委員年額報酬の引き下げ</li> <li>・日額報酬の見直し</li> <li>・費用弁償の廃止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・報酬額引き下げ（平成15年度） 定数は削減済み</li> <li>・定数削減 10名から6名（平成16年度）</li> <li>・報酬額引き下げ実施（平成15年度）</li> <li>・報酬額引き下げ実施（平成15年度）</li> <li>・報酬額引き下げ実施（平成15年度）</li> <li>・報酬額引き下げ実施（平成16年度）</li>   <li>・日額報酬について半日当制導入</li> <li>・費用弁償の廃止</li> </ul>	1,100
特別職報酬の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・常勤特別職報酬の引き下げ</li> <li>・報酬月額及び期末手当の見直し検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・報酬月額の引き下げ及び期末手当加算額の廃止（平成16年度）</li> </ul>	1,700
-1 特別職の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収入役の廃止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収入役廃止（平成17年度）</li> </ul>	12,400
特別職報酬の退職月の支給の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別職の就任若しくは退任したときの報酬は退任に場合によっては、その月の全額支給を退職に日までに改める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・</li> </ul>	
職員給料等の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般職員の給料の引き下げや期末勤勉手当支給月数の削減について検討する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給料引き下げ未実施</li> <li>・期末手当支給月数の削減 0.4月（平成17年度まで）</li> </ul>	3,000
昇給の延伸	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期昇給の1年間延伸を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・財政状況を見極め検討</li> </ul>	
特別昇給制度の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別昇給のあり方について検討する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・</li> </ul>	
寒冷地手当加算額の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・寒冷地手当加算額を扶養家族の区分に応じて定額に引き下げる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国公準拠</li> </ul>	
勸奨退職制度等の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・勸奨退職制度の特別昇給について、勤続年数に応じて引き下げる。</li> <li>・退職時の特別昇給について、最低勤続年数を引き下げる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・</li> <li>・</li> </ul>	
昇級停止年齢の引き下げ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昇級停止年齢を58歳から55歳に引き下げる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・H19年1月1日給与表改定（国公準拠） 55歳を超える職員の昇級（4号俸 2号俸）</li> </ul>	
特殊勤務手当の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・野犬掃とう手当を廃止する、</li> <li>・税務手当を廃止する。</li> <li>・保健指導業務手当の支給率を段階的に引き下げ、平成17年度に廃止する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃止（平成15年度）</li> <li>・廃止（平成15年度）</li> <li>・廃止（平成16年度）</li> </ul>	200

時間外勤務手当の縮減	・代休・振休の活用や課単位での仕事の協力などを行い5%以内に抑制	・代休、振休の活用により目標値を達成	
職員の早期退職制度の検討	・職員の早期退職制度の検討を行う。	・職員適性配置により引き続き検討を要する	
住宅手当の見直し	・持家者月額5,000円について引き下げ若しくは廃止	・月額2,500円に引き下げ	
管理職手当の見直し	・現行7%の支給率を引き下げる。	・5%へ引き下げ	800
準職員制度の見直し	・準職員制度について、身分のあり方や配置転換を含め見直しを検討する。	・職員昇格(1名)H19.4.1	
保健師奨学金制度の廃止	・喜茂別町保健師奨学金貸付条例の廃止検討	・廃止	
<b>2 職員数の抑制</b>			
定員管理の推進	・民間委託等の積極活用により、退職者等の補充を抑制する。 ・職員数の減少に伴う課及び係の統廃合について検討	・アウトソーシングの実施 ・機構及び事務事業について引き続き検討を要する	
<b>3 職員の実務能力の向上</b>			
人材育成指針の具体的実行	・喜茂別町人材育成指針(平成14年7月1日策定)を基本に具体的な実行を図る。		
<b>4 内部経費の節減</b>			
旅費制度の見直し	・特別職の旅費について、一般職の制度と同一に改正する。 ・一般職の旅費について改正する。	・一般職と同一に改正 ・町内旅費の廃止 ・俱知安町、ニセコ町、京極町、留寿都村、真狩村、蘭越町への日当廃止(宿泊を伴うもの除く) ・道外のハイヤー賃廃止	
職員福利厚生等の見直し	・職員についての各種助成事業制度を改正する。	・職員互助会への補助金削減	400
庁舎等の維持管理経費等の削減	・高熱水費の節減 ・衛生用品リースの廃止 ・自動ドア保守点検委託の廃止	・冬期間の庁舎内温度調整(ウォームビズ実施) ・廃止 ・安全管理面から継続実施	150
民間委託等の推進	・除雪業務の全面民間委託 ・へき地患者輸送車運行の民間委託化等の検討	・全面民間委託実施(平成16年度) ・アウトソーシングの実施	
<b>2 施策の見直し</b>			
<b>1 事務事業の見直し</b>			
補助金等の整理合理化	・補助金等の見直し基準による整理統合を進める。	・交付団体等の経緯や実情等を考慮し調整する	
長寿祝い金の見直し	・満百歳に達した町民に対する祝い金50万円を祝品(3万円)へ変更	・目標達成	
敬老会事業の見直し	・88歳以上の高齢者に毎年、祝品を贈っていたが、88歳到達寺1回のみとする。	・目標達成	
老人医療費の単独助成制度の廃止	・マル老の廃止	・目標達成	
乳幼児医療費の単独助成制度の見直し	・3歳~6歳までの医療費助成について、所得制限等の設定など見直しを行う。	・道の医療制度改定に合わせ実施	
納税貯蓄組合奨励金の見直し	・納税奨励金を廃止し、事務補助金を交付する。	・	
街灯料の町費負担額の見直し	・街灯料の町費負担額を段階的に5割に引き上げる。	・	

親子ふれあい芸能鑑賞会廃止	・生涯学習事業との一本化を図り、本事業を廃止する。	・目標達成	
外国語指導助手配置の見直し	・必要性について検討する。	・廃止	
2 公共施設等の見直し			
公共施設の管理のあり方見直し	・準職員及び臨時職員による管理体制について検討する。	・アウトソーシング	
特産物直売センターのあり方見直し	・あり方について見直しを図る。	・アウトソーシング	
3 建設事業の精査・見直し			
公営住宅建設事業の繰り延べ	・すずかけ団地公営住宅建設事業について、財政状況を勘案し実施について検討する。	・ストック計画により町財政の状況を見極めながら適正な事業の実施を行う ・すずかけ団地の建設繰り延べ（平成15年度）	
新規の建設事業の抑制	・厳しい財政状況から新規の建設事業については凍結	・H18から5カ年間の新規建設事業を実施	
新たな事業の確保と地域経済の活性化	・事業実施にあたり一般財源等を伴わない宅地分譲事業など建設事業の確保による地域経済の活性化を図る。	・	
3 歳入の確保			
1 収納率の向上			
町税等収納率の向上	・申告、納税相談の指導強化 ・広報の強化 ・全庁的な徴収体制の連携及び強化	・税務課職員のほか管理職員地区割で徴収実施	
2 受益者負担の適正化			
使用料・手数料等見直し検討	・施設等使用料の見直し ・減免制度の見直し ・保育料の見直し ・上下水道料の見直し ・職員住宅料等の見直し	・財政状況を見極め検討 ・財政状況を見極め検討 ・財政状況を見極め検討 ・財政状況を見極め検討 ・財政状況を見極め検討	
3 未利用財産の有効活用			
町有地処分の促進等	・既存公共施設の利用促進 ・未利用地の売却について検討 ・賃貸借施設及び土地等の売却の検討	・橋場記念館売却 ・引き続き検討を要する。 (インターネットオークションの活用)	
各種基金の有効活用			
果実運用型基金の見直し	・果実運用型基金である地域福祉基金、中山間ふるさと土と水保全基金について取り崩しを含め検討	・中山間ふるさと土と水保全基金取り崩し	4,500
年度を超える繰替運用の活用	・収支不足に対し収支均衡を図るため特定目的基金から年度を超える繰替運用の活用	・中山峠直営廃止に当たっての負債の精算に活用	373,000